

第3期公募要領に関するQ & A

- 本Q & Aは、フロンティア補助金及びブランド化・酒蔵ツーリズム補助金の第3期公募要領の記載内容に関して想定される質問に対する回答を示したものです。
- 今後、事業者の方からのお問い合わせの内容を踏まえ、随時、内容を追加・修正する可能性があります。
- なお、以下の回答は、上記補助金に関する一般的な取扱いを示すものです。個別事例の取扱いについては、公募要領に記載の問い合わせ先までご確認願います。

【共通】

Q 1. 第3期公募での変更点を教えてください。

A 1. 第3期公募においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した課題への対応等を踏まえ、以下のとおり補助対象を拡充しました。

① 補助金額の下限（従前 200 万円）を、それぞれ次のとおり引き下げました。

フロンティア補助金の下限：50 万円

ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金の下限：100 万円

② 補助対象となる取組に、それぞれ以下を追加しました。

フロンティア補助金の追加取組として、

・「特定の飲食店に取引が限定されている事業者が新たな販路を開拓するための取組」

・「家飲み需要の伸長への対応」

・「共同配送等による物流効率化等を通じた経費の削減」

ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金の取組の要件を広げ、

・「将来的な海外展開やインバウンドによる海外需要の開拓を目的とする取組であれば、補助事業期間中に行う事業が、国内又は国内に居住する者等を対象とするものも含む。」

※ 補助率（補助対象経費の2分の1）については、変更はありません。

Q 2. 第2期公募に申請した結果、不採択となりましたが、今回の第3期公募に第2期で不採択となった事業で再度申請することは可能ですか。

A 2. 第1期、第2期公募で不採択となった事業についても、第3期公募への

申請は可能です。この場合には、公募要領（特に評価基準）等を参考に、補助事業計画書等の記載内容について、必要な見直しを行った上で申請を行ってください。

Q 3. フロンティア補助金（又はブランド化・酒蔵ツーリズム補助金）の第2期公募に申請した結果、採択となりましたが、ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金（又はフロンティア補助金）の第3期公募に別事業で申請することは可能ですか。

A 3. フロンティア補助金又はブランド化・酒蔵ツーリズム補助金の第1期、第2期公募で代表申請者として採択された事業者については、特定の事業者には補助金が集中することを避けるため、別事業であっても代表申請者としては重複して採択しません。

Q 4. 補助事業計画書の作成に当たって、気を付けるべきことを教えてください。

A 4. 補助事業計画書の記載事項について、公募要領「表2 評価基準」に基づいて審査が行われますので、評価基準の表に記載されているそれぞれの評価項目について、十分な説明となるような記載内容としてください。また、「補助事業に係る経費」について、当該経費の支出（例えば、機械の取得）の必要性（なぜ補助事業に必要となるのか）について、その理由を明確に記載してください。

Q 5. 公募申請書提出後のスケジュールを教えてください。

A 5. 提出された公募申請書については、受付期間終了後、国税庁内に組織する審査委員会において概ね1か月程度かけて審査します。審査の結果、採択となった事業者の方には、交付申請書を作成・提出していただきます。その後、国税庁において提出された交付申請書を精査し、10月中に交付決定通知を行う予定です。交付決定をもって、補助事業開始となります。なお、上記のスケジュールは見込みであり、変更となる可能性がある旨、ご承知おきください。

Q 6. 酒類業免許を有していない「人格のない社団等」（〇〇協議会等）が応募することは可能ですか。

A 6. 酒類業免許を有していない人格のない社団等（酒類業免許を有している者が構成員となっている場合を除く）は、酒類事業者を1者以上含むグループで申請することができます。その場合、人格のない社団等が代表申請

者として申請することも可能です。

- Q 7. 同一の者が複数の申請グループに参加することは可能ですか。
- A 7. 同一の者が複数の申請グループに参加することは可能ですが、代表申請者になれるのは1つの事業のみです。
- Q 8. 確定検査の結果、交付決定額を超える経費を支出していた場合、交付決定額以上の補助金を受領することは可能ですか。
- A 8. 交付決定額が補助金交付額の上限となります。
- Q 9. 機械等の購入について、「通常の事業活動等に係る使用は対象外とします」と記載されていますが、通常の事業活動にも使えるような機械等を購入する場合の取扱いはどうなりますか。
- A 9. 通常の事業活動等に使用できる機械等であっても、補助事業期間中は、「補助事業の目的のためにのみ」使用していただく必要があります。
なお、取得価格50万円（税抜）以上の機械等について、補助事業期間終了後、補助事業の目的のための使用を取りやめ、他の事業活動に転用する場合には、補助金等適正化法第22条の規定に基づき、国税庁長官の承認及び残存簿価等の国庫納付が必要となります。
- Q 10. 借損料について、既存の事業所を補助事業にのみ使用する場合であっても、当該事業所の賃料は補助対象となりませんか。
- A 10. 既存の事業所の賃料については、補助事業にのみ使用する場合であっても補助対象となりません。
- Q 11. 「中古品購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません」と記載されていますが、どのように価格設定の適正性を示せばよいのでしょうか。
- A 11. 相見積もり（同種同性能の中古品との比較）等により、価格設定の適正性を明らかにする必要があります。
- Q 12. 現在、果実酒の製造免許を受けているところ、新たにリキュールの製造免許を取得し新商品を開発する予定です。当該リキュール製造免許取得の設備要件を満たすために必要な機器等を補助対象として申請することはできますか。
- A 12. 既に果実酒の製造免許を受けていることから、本補助金の申請は可能

ですが、新たな製造免許取得の設備要件を満たすために必要な機器等を補助対象とすることはできません。

Q13. 経費の支出先が国外であっても問題ありませんか。

A13. 確定検査時までに必要な書類等を入手できるのであれば、支出先が国外であっても問題ありません。

Q14. 設備の導入を目的とする補助事業の場合、当該設備の導入をもって事業期間を終了させることは可能ですか。

A14. 公募要領に記載の事業期間終了日以前に事業の目的を達成した場合には、事業者の判断で事業を終了させることが可能です。ただし、事業期間中に支払を終えている経費が補助対象となるため、質問のケースでは、設備の導入だけでなく、当該設備への支払も完了させてから事業を終了させる必要があります。

Q15. テスト販売について、補助金額が減額される場合の具体的な計算方法を教えてください。

A15. 例えば、補助対象経費が1,000万円、補助事業に要する経費（本事業を実施するのに必要な補助対象外経費も含めた全体経費）が1,100万円の場合、テスト販売での収入が600万円（ $1,100 \text{万円} - 1,000 \text{万円} \times 1/2$ ）を超える場合には、補助金額が減額されます。（金額は全て税抜）

※ 上記において、収入が700万円の場合は100万円が減額となります。

収入 $700 \text{万円} - (1,100 \text{万円} - 1,000 \text{万円} \times 1/2) = 100 \text{万円}$

【フロンティア補助金】

Q1. 「新規性・先進性」とは、酒類業界全体を基準とする必要があるのでしょうか。

A1. 申請者及び同規模の同業他社にとって「新規性・先進性」を有する事業を補助対象とする趣旨であり、酒類業界全体でまだ誰も行ったことがないこと（新規性等）を求めるものではありません。

Q2. 補助事業計画書の事業区分「その他」には、どのような事業が認められるのでしょうか。

A2. 公募要領に記載の「対象となる取組」以外の取組であって、補助対象事業（1）から（4）の事業目的に合致する場合には、「その他」区分で採

択の対象となる可能性があります。なお、この場合においては、特に新規性・先進性が認められることが必要になります。

Q 3. 酒類以外の商品を開発する場合も対象となりますか。

A 3. 補助金の趣旨・目的から、酒類以外の商品開発を目的とする事業は補助対象となりません。

Q 4. 現在開発中のシステム等の追加契約は補助対象となりますか。

A 4. 追加契約部分が新規性・先進性の要件を満たすのであれば、追加契約分に係る経費は補助対象となり得ます。ただし、追加契約及び支払は補助事業期間中に行う必要があります。

Q 5. (新規性・先進性の要件を満たすことを前提として、) 果実酒とぶどうジュースに併用可能な容器詰機の導入は補助対象となりますか。

A 5. 容器詰機は補助対象となりますが、フロンティア補助金は酒類の新商品開発等に対して補助をするものであることから、補助事業期間中は、果実酒にのみ使用していただく必要があります。

Q 6. 当社で企画している事業が、公募要領「4. 補助対象事業」のなお書きの補助対象となるか教えてください。

A 6. 提出された事業計画が本補助金の趣旨(新規性・先進性)に合致しているか、個別に検討の上、判断することになります。

Q 7. 確定検査の結果、補助対象経費が100万円未満となり、補助率1/2を乗じた額が補助金下限の50万円を下回ることとなった場合、補助金全額が不交付となるのでしょうか。

A 7. 確定検査の結果、補助金下限を下回ったとしても、補助金全額が不交付とはならず、100万円未満となった補助対象経費の2分の1が補助金交付額となります。

Q 8. フロンティア補助金では、謝金等に補助金額の上限が設定されていますが、委託費の内訳に謝金等に該当する経費が含まれる場合、当該経費をそれぞれの経費区分に振り分ける必要はありますか。

A 8. 委託契約に基づき委託費として計上された経費であれば、謝金等の区分に改めて振り分ける必要はありません。ただし、謝金等の上限の潜脱の目的が明白である等の場合には、委託費として認められるかどうかを個別

に判断します。

- Q 9. どのような場合にグループ申請を行うことが想定されていますか。
- A 9. フロンティア補助金においては、例えば、酒類の製造免許を有していないが、新規性・先進性のあるプランを有しているときに、製造免許を有する酒類事業者と連携して、グループ申請を行う場合などを想定しています。

【ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金】

- Q 1. 令和2年度の調査委託事業に応募し採択されなかったが、同じ事業内容で応募してもよいでしょうか。
- A 1. 令和2年度に提出した内容で提出したとしても、ただちに不採択とはならないものの、現状を考慮した事業計画に修正していないものについては、実現可能性等の観点から評価が低くなる可能性があります。なお、令和3年度の補助金申請には、経費明細等の提出が必須であるなど、令和2年度と比較して、より具体的な積算等が求められるので、その点についても留意してください。
- Q 2. どのような場合にグループ申請を行うことが想定されていますか。
- A 2. 例えば、ツーリズムを申請する際に、酒類事業者、観光事業者、交通機関、DMO・DMC等が連携してグループ申請を行う場合などを想定しています。
- Q 3. 酒蔵ツーリズムの推進に関する取組について、輸出酒類販売場の許可を受けていること又は受けることを予定していることは必須でしょうか。
- A 3. 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度により、輸出酒類販売場の許可を受けている（又は受けることを予定している）ことについては、採択に当たっての必須要件とはいたしません。当該制度は酒類業界からの要望を受け実現した制度であることから、将来的に当該許可を受けることを前提とした事業であることが望まれます。
- Q 4. 確定検査の結果、補助対象経費が200万円未満となり、補助率1/2を乗じた額が補助金下限の100万円を下回ることとなった場合、補助金全額が不交付となるのでしょうか。

A 4. 確定検査の結果、補助金下限を下回ったとしても、補助金全額が不交付とはならず、200万円未満となった補助対象経費の2分の1が補助金交付額となります。

Q 5. 新型コロナウイルス感染症の影響により訪日する外国人が見込めない状況ですが、申請に当たっては、「補助事業期間内」に訪日外国人をターゲットとした酒蔵ツーリズムを実施する計画を立てる必要がありますか。

A 5. 第3期公募においては、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、将来的な海外展開やインバウンドによる海外需要の開拓を目的とすれば、補助事業期間中に行う事業が、国内又は国内に居住する者等を対象とする事業についても補助対象となります。